

建設業の事業主の皆様へ

「働き方」が変わります！

2024(令和6)年4月1日から

時間外労働の上限規制が適用されます。

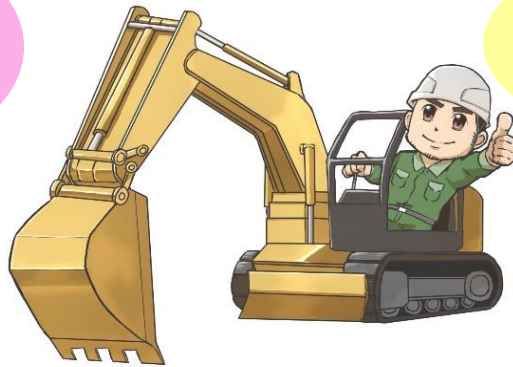


現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

週休2日制
の推進

適正な
工期の設定

施工時期
の平準化



年次有給休暇
の
取得促進

適切な賃
金水準の
確保

人材確保と
育成など

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。



- ・ **1年間**の時間外労働は**720時間以内**。
- ・ **1か月**の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**。（※）
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**（※）
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

（※）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



令和5年4月から中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました！

(令和5年4月1日～)

| | 1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間) | |
|------|-------------------------------------|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース)

【対象事業主】

申請期限：2023年12月28日(木)

次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※)であること。 ※ 常時使用する労働者数が300人以下もしくはは資本金または出資額が3億円以下
- (2) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- (3) 交付申請時点で、36協定を締結していること。 など

【成果目標と助成上限額※1】

以下の何れかを1つ以上実施し、達成した成果目標に応じて以下の助成上限額となる。

① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減

月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減：**最大250万円**

② 所定休日の増加

4週4休から4週8休まで、所定休日が1日増加するごとに**25万円(最大100万円)**

【助成対象となる取組】

就業規則等の作成・変更費用、労務管理担当者等への研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等の労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

助成金の支給条件等の詳細はお問合せ下さい → 新潟労働局 雇用環境・均等室 025-288-3528

⊗ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為(いわゆる「下請たたき」)は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。

下請負人

相談

労働基準
監督署

取次ぎ

国土交通省

調査・指導

元請負人

(※下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)